# 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

子ども・子育て支援法(以下、「法」といいます。)及び子ども・子育て支援法施行規則 (以下、「施行規則」といいます。)に基づき、平成27年4月1日から、特定教育・保育施 設の設置者及び特定地域型保育事業者(設置主体を問わない。以下、「設置者等」といいま す。)は、法令遵守等の業務管理体制の整備及び関係行政機関への届出が義務付けられまし た。

業務管理体制とは、不正事案の発生防止と利用者サービス確保のため、事業運営の適正 化を図るための体制のことを指します。

整備すべき業務管理体制は、法に基づき、市町村から施設型給付費・地域型保育給付費の支給に係る確認を受けている施設又は事業所(以下、「施設等」といいます。)の数に応じ定められています。

## 1 設置者等が整備する業務管理体制

(法第55条第1項、施行規則第46条第1項)

当該設置者等が確認を 受けている施設等の数	法令上必要な「業務管理体制の整備」の内容
1以上20未満	・法令遵守責任者※1 の選任
20 以上 100 未満	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程(「法令 遵守規程」)※2の整備
100 以上	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 ・業務執行の状況の監査※3の定期的な実施

- ○施設等の数は、その確認を受けた施設ごとに1つと数えます。
  - (例) 認定こども園で2つ、保育所で1つ、小規模保育事業で1つ確認を受けている場合、確認を受けている施設等は4つとなります。

#### ※1 法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

## ※2 法令遵守規程について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、設置者等の実態に即したもので構いません。

※法令遵守規程を新たに作成する場合の参考として「業務管理体制整備規程(例)」を添付します。(あくまで一例であり、この通りでなければならないというものではありま

せん。)

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、改めて概要を作成する必要はなく、 この規程の全体像がわかるもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し 支えありません。

#### ※3 業務執行の状況の監査について

設置者等が社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に関係各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容についても監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、設置者等の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての施設等に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば施設等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、設置者等がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

# 2 届出先

(法第55条第2項、施行規則第46条第2項)

設置者等の区分	届出先
確認を受けている全ての施設等が、一の市町村の区域【=新潟市内の み】に所在する設置者等	市町村長【新潟市長】
確認を受けている施設等が、二以上の都道府県に所在する設置者等 (例) 新潟市 (新潟県) と長野県に確認施設等がある場合	内閣総理大臣
上記以外の設置者等 (例) 新潟市と長岡市(新潟県内のみ)に確認施設等がある場合	都道府県知事 【新潟県知事】

# <届出先>

# 【新潟市長の場合】

### $\mp 951-8550$

新潟県新潟市中央区学校町通 1-602-1

新潟市こども未来部保育課管理係

TEL: 025-226-1217 FAX: 025-228-2197

### 【内閣総理大臣の場合】

## ₹100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府 子ども・子育て本部 (子ども・子育て支援担当) 業務管理体制検査官

TEL: 03-5253-2111 FAX: 03-3581-0992

# 【新潟県知事の場合】

### 〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4-1 新潟県少子化対策課保育支援係

TEL: 025-280-5215 FAX: 025-281-3641

- 3 届出が必要な場合について
- ① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

届出先が新潟市長の場合は、別記様式1に必要事項を記入し、新潟市こども未来部保育 課管理係にご提出ください。

提出先が内閣総理大臣又は新潟県知事の場合は、それぞれの様式を用いて届出を行って ください。詳細は上記届出先に直接お問い合わせください。

② 施設等の新規開所による新たな確認等により、事業展開地域が変更し届出先区分の 変更が生じた場合

この区分の変更に関する届け出は、<u>変更前・変更後双方の行政機関に届け出る必要</u>があります。

(例)

- ○これまで新潟市内にのみ施設等が所在していたが、新たに新潟市外に施設等を設置 した場合
  - →届出先:新潟市と新潟県
- ○新潟市と長岡市と長野県に施設等が所在していたが、施設の閉所により新潟市と長 岡市のみになった場合
  - →届出先:内閣総理大臣と新潟県

#### ③届出事項に変更があった場合

上記②以外で、法人の名称や代表者の変更のような届出事項に変更があった場合は、当初届出を行った機関に、その機関の様式を用いて変更内容の届け出を行ってください。 ※ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。

- ○施設等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合。
- ○法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合。

新潟市の届出様式等は以下のホームページに掲載しています。

 $\label{eq:url:like} \begin{tabular}{ll} URL: https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/life\_stage/azuketai/hoiku-gyomukanri.html \\ \end{tabular}$